

サイバークリーンセンター運営委員会 設置要領

2006年12月1日制定

2010年8月20日改訂

総務省

経済産業省

1. 目的

総務省及び経済産業省が連携してボット対策事業を実施するにあたり、当該事業の円滑かつ効率的な運営のため「サイバークリーンセンター運営委員会」(以下「運営委員会」という)を設置し、運営上必要とされる事項について検討を行う。

具体的には、以下の項目について検討を行う。

- 一 ボット対策事業に関わる運営方針に関する事項
- 二 事業の推進状況の把握等、執行状況に関する事項
- 三 その他、ボット対策事業に関する事項

2. 委員構成

- (1) 運営委員会は別紙の委員により構成する。
- (2) 運営委員会には座長を置く。
- (3) 座長は、委員相互の互選により決定する。
- (4) 座長は、4半期毎に交代する。
- (5) 座長代理は、座長が指名する。
- (6) 委員は必要に応じて増員または変更を行うものとする。

3. 組織・運営

- (1) 運営委員会は、総務省及び経済産業省の了解のもと、座長が召集し主宰する。
- (2) 運営委員会を開催した場合は、議事要旨を作成する。
- (3) 運営委員会の運営に関するその他必要な事項は、座長が別に定める。

4. 開催期間

平成18年12月1日から平成23年3月末とする。

5. 事務局

運営委員会の事務局は、JPCERT コーディネーションセンター、及び Telecom-
ISAC Japan が行う。

6. その他

運営委員会において配布した資料、及び議事内容は、原則として非公開とする。

別紙

サイバークリーンセンター運営委員会
委員名簿

有村 浩一	Telecom-ISAC Japan
小山 覚	NTTPC コミュニケーションズ
武馬 慎	総務省情報流通行政局
早貸 淳子	JPCERT コーディネーションセンター
林 弘毅	経済産業省商務情報政策局
矢島 秀浩	独立行政法人情報処理推進機構

(五十音順、敬称略)

【オブザーバ】

トレンドマイクロ株式会社
株式会社 日立製作所